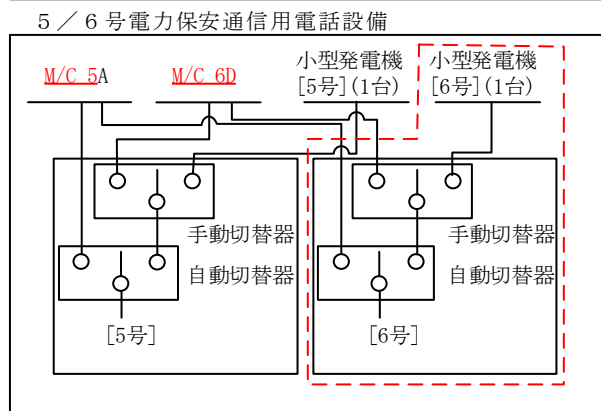
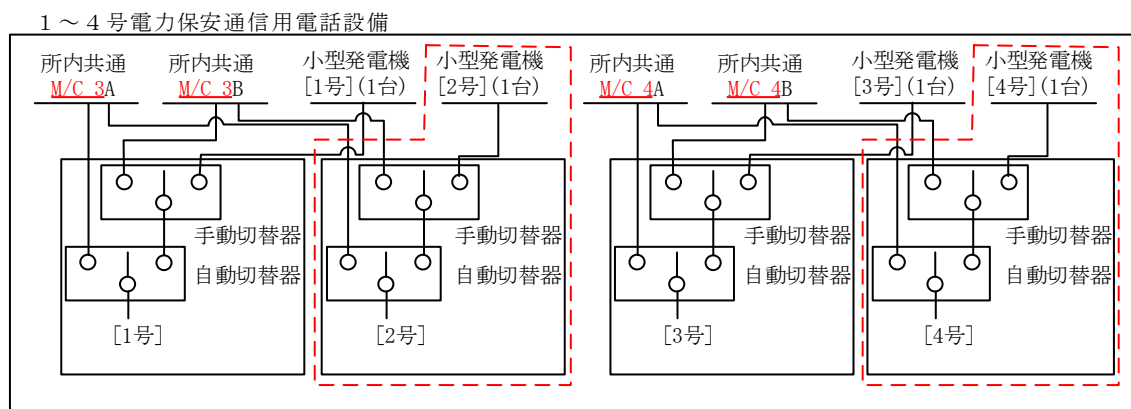
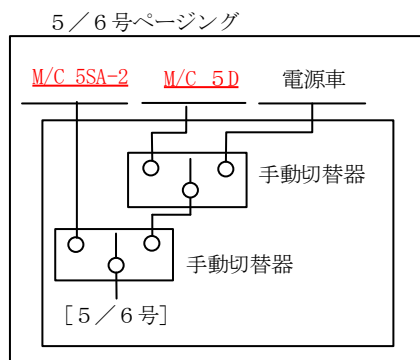
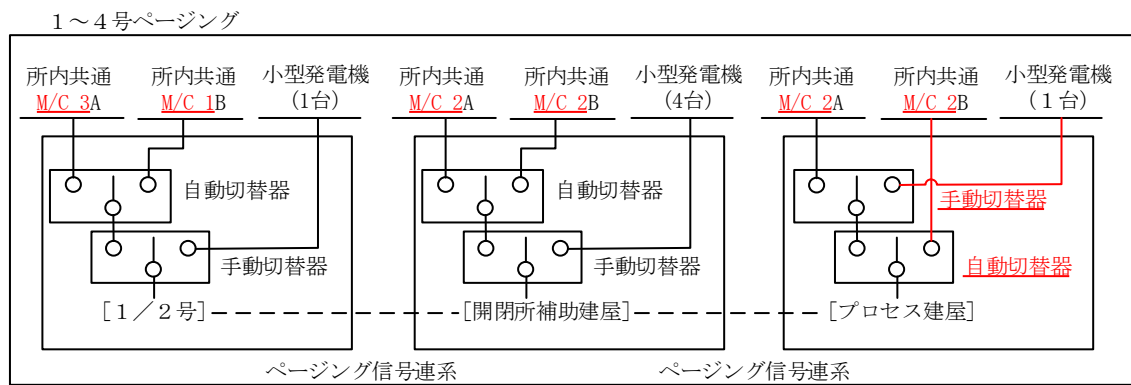


変更前	変更後	変更理由
<p>1.13 緊急時対策</p> <p>(中略)</p> <p>○ 緊急時において必要な施設及び資機材等の整備について</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災資機材・原子力防災資機材<u>以外の資機材</u>について、定期的に保守点検を行い、平素から使用可能な状態に整備する。また、資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか、代替品を補充あるいは代替手段により必要数量又は必要な機能を確保する。</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>施設内の安全避難経路については防災業務計画に明示されていないが、誘導灯により安全避難経路を示すことを基本としている。しかしながら、一部対応できていない事項があるため、それらについては以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>電源がない等の理由により</u>使用できない誘導灯（1～4号機建屋内） 作業にあたっては、緊急時の避難<u>経路</u>を考慮した安全避難経路を定め、この経路で退出することとしているが、<u>今後使用するエリアを明確にして誘導灯の復旧を進める。</u></li> </ul> <p>○ 通報、情報収集及び提供</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備</p> <p>(中略)</p> <p><u>※ファクシミリ装置は福島第一原子力発電所内では一斉ファクシミリ機能が使用できないため、福島第二原子力発電所に設置。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1.13 緊急時対策</p> <p>(中略)</p> <p>○ 緊急時において必要な施設及び資機材等の整備について</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災資機材<u>及びその他の</u>原子力防災資機材について、定期的に保守点検を行い、平素から使用可能な状態に整備する。また、資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか、代替品を補充あるいは代替手段により必要数量又は必要な機能を確保する。</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>施設内の安全避難経路については防災業務計画に明示されていないが、誘導灯により安全避難経路を示すことを基本としている。しかしながら、一部対応できていない事項があるため、それらについては以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>震災の影響により</u>使用できない誘導灯（1～4号機建屋内） 作業にあたっては、緊急時の避難を考慮した安全避難経路を定め、この経路で退出することとする。<u>また、使用するエリアの誘導灯の復旧を進め、適切な状態に維持する。</u></li> <li><u>震災の影響により使用できない非常灯（1～4号機建屋内）</u> <u>施設を使用するエリアの非常灯の復旧を進め、適切な状態に維持する。</u></li> </ul> <p>○ 通報、情報収集及び提供</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備</p> <p>(中略)</p> <p>(削除)</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>原子力事業者防災業務計画の変更に伴う修正</p> <p>記載の適正化、誘導灯の維持管理を追加</p> <p>非常灯の記載の追加</p> <p>現状に合わせて記載の適正化</p>

変更前



平成26年度6月  
小型発電機増設設置

図-1 ページング・電力保安通信用電話設備 電源系統図

変更後

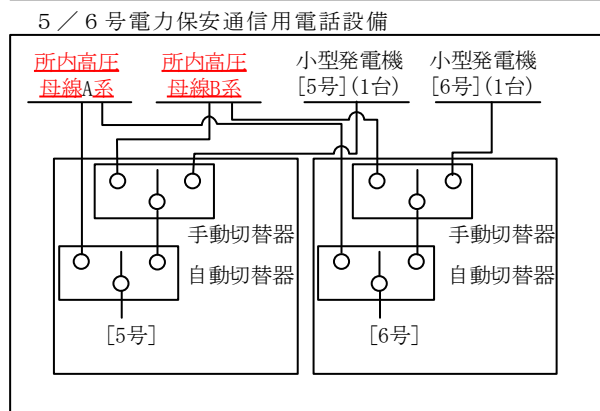
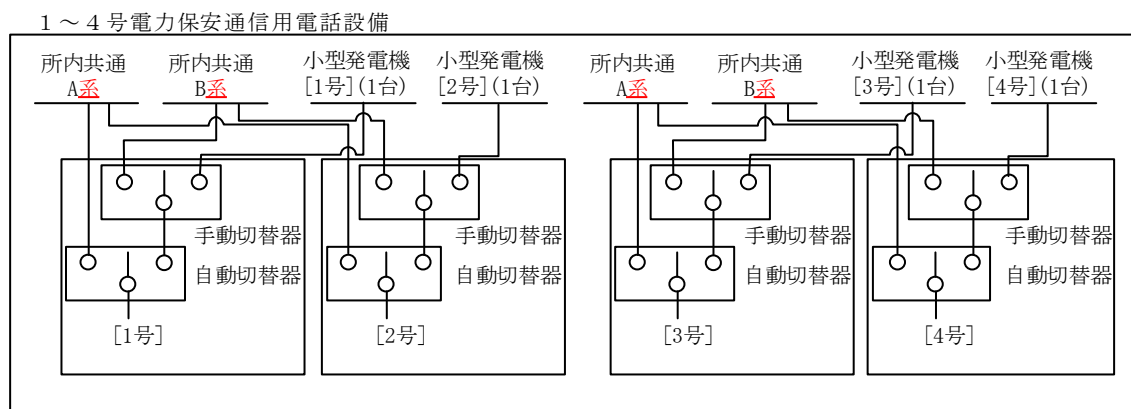
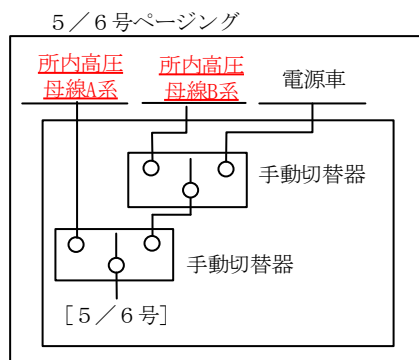
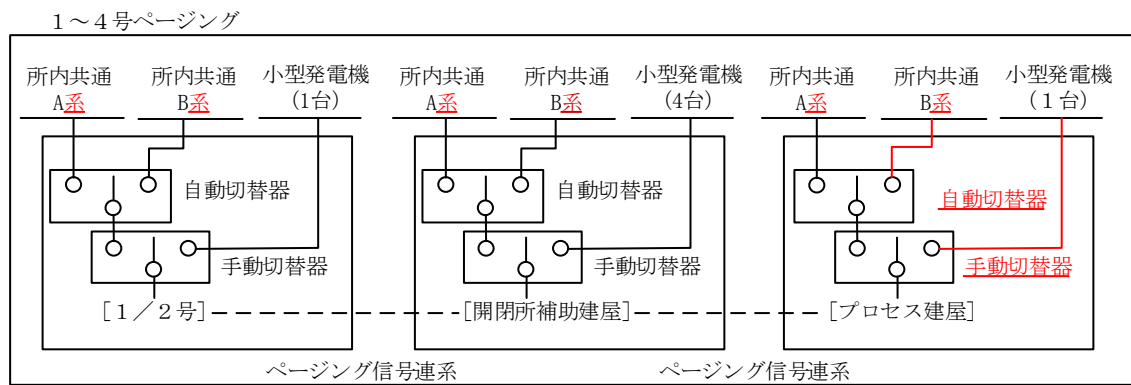


図-1 ページング・電力保安通信用電話設備 電源系統図

変更理由

供給電源をA系、B系2系統から受電していることを明確にするための変更

1~4号ページング：プロセス建屋の電源切替器リプレースに伴う変更

変更前

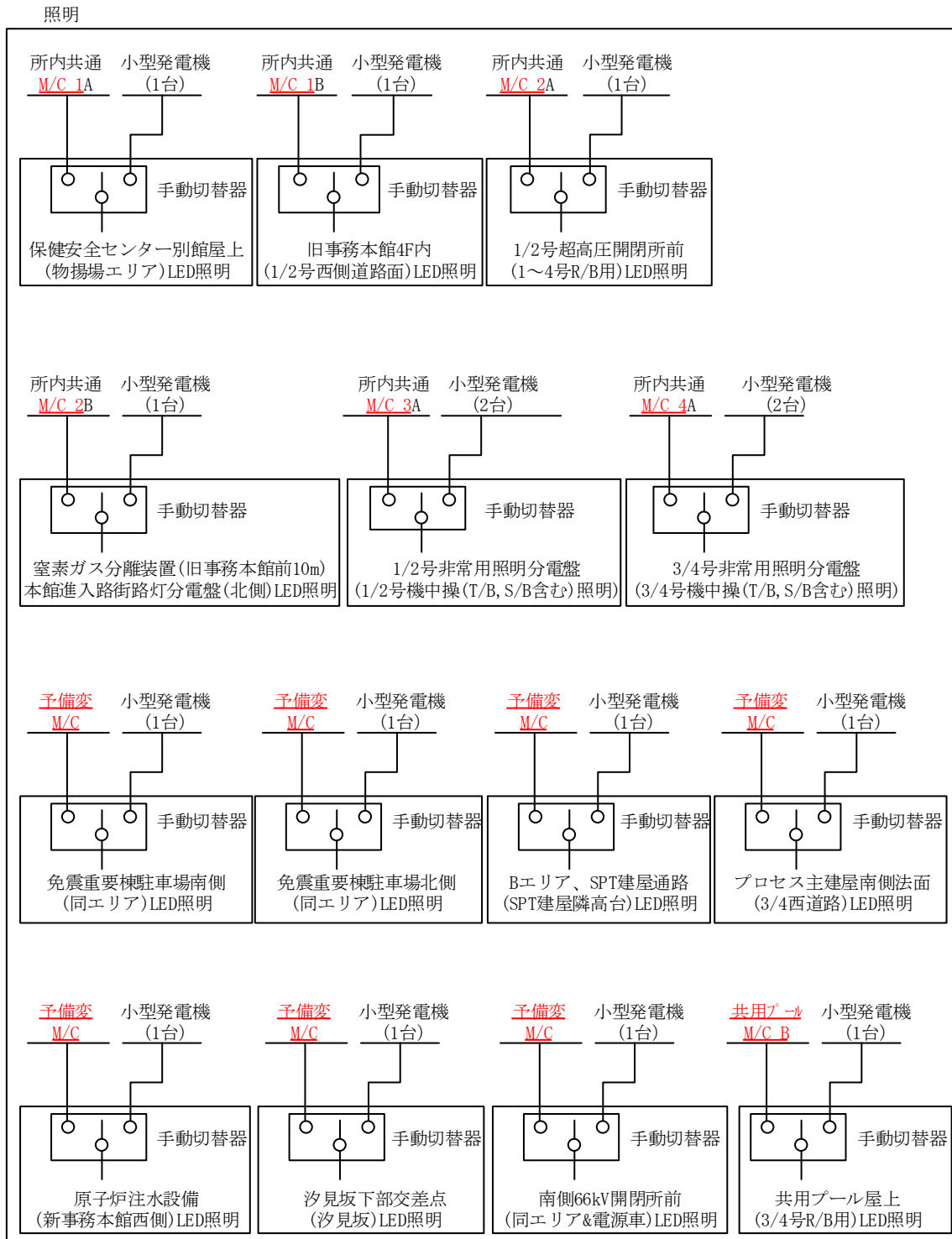


図-2 作業用照明 電源系統図

変更後

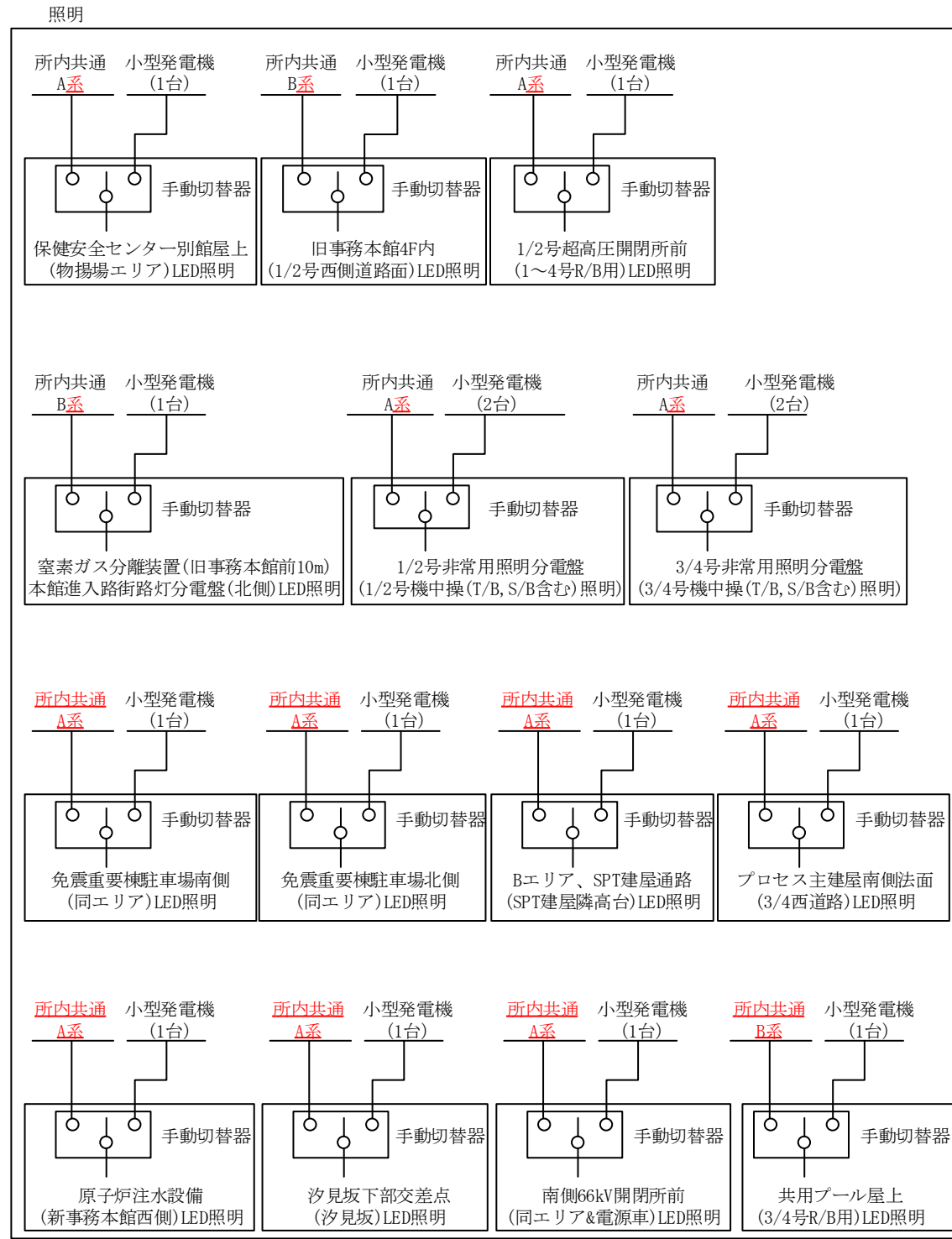


図-2 作業用照明 電源系統図

変更理由

供給電源を所内電源系統（A系またはB系）から受電していることを明確にするための変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第3編 1.2 火災への対応）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>1.2 火災への対応</p> <p>(中略)</p> <p>1.2.1.2 敷地内での火災</p> <p>(1) 施設・設備からの火災</p> <p>(中略)</p> <p>b. 影響評価 施設・設備については、「1.2.2.3 施設設計及び施設運用」の防火対策を確実に実施することにより、火災発生防止と早期検知・消火に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 危険物貯蔵施設からの火災</p> <p>(中略)</p> <p>b. 影響評価 危険物貯蔵施設については、「1.2.2.4 危険物貯蔵施設」における防火対策を確実に実施することにより火災を防止する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) その他</p> <p>(中略)</p> <p>b. 影響評価 平成26年6月からは構内に車両整備工場を設置し、発電所構内専用車両の整備を開始するなど点検整備環境の充実を図り、事故リスクの低減を図っている。</p> <p>(中略)</p> <p>1.2.2 防火対策</p> <p>(中略)</p> <p>1.2.2.2 散水</p> <p>○ 発電所敷地外で火災が発生し、発電所敷地内に延焼する可能性がある場合には、直ちに初動対応として発電所に常駐している初期消火要員が消防車と散水車にて予防散水（発電所構内）を実施することとし、周辺での火勢や敷地内への飛び火の状況等に応じ自衛消防隊を招集し、散水車を追加し予防散水に当たる計画である。防火水槽等が近辺にある場合は消防車の連結により散水を実施し、防火水槽等が近辺に無い場合は散水車を使って消防用水を運搬し、散水を実施する。</p> <p>1.2.2.3 施設設計及び施設運用の防火対策</p> <p>○ 今後設置する特定原子力施設の設計にあたっては、発火源となりうる機器及び電気設備等からの発火により影響を受ける可能性のある場所に設置される重要な設備の材料は、基本的に不燃性又は難燃性のものを使用する。又やむを得ない場合については、発火源からの影響を緩和する対応や火災の早期発見、消火器の設置を行う。一方震災後、危険時の措置として設置されてい</p>	<p>1.2 火災への対応</p> <p>(中略)</p> <p>1.2.1.2 敷地内での火災</p> <p>(1) 施設・設備からの火災</p> <p>(中略)</p> <p>b. 影響評価 施設・設備については、「1.2.2.3 施設設計及び施設運用の防火対策」を確実に実施することにより、火災発生防止と早期検知・消火に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 危険物貯蔵施設からの火災</p> <p>(中略)</p> <p>b. 影響評価 危険物貯蔵施設については、「1.2.2.4 危険物貯蔵施設における防火対策」を確実に実施することにより火災を防止する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) その他</p> <p>(中略)</p> <p>b. 影響評価 2014年6月からは構内に車両整備工場を設置し、発電所構内専用車両の整備を開始するなど点検整備環境の充実を図り、事故リスクの低減を図っている。</p> <p>(中略)</p> <p>1.2.2 防火対策</p> <p>(中略)</p> <p>1.2.2.2 散水</p> <p>○ 発電所敷地外で火災が発生し、発電所敷地内に延焼する可能性がある場合には、直ちに初動対応として発電所に常駐している初期消火要員が消防車と散水車にて予防散水（発電所構内）を実施することとし、周辺での火勢や敷地内への飛び火の状況等に応じ自衛消防隊を招集し、散水車を追加し予防散水に当たる。防火水槽等が近辺にある場合は消防車の連結により散水を実施し、防火水槽等が近辺に無い場合は散水車を使って消防用水を運搬し、散水を実施する。</p> <p>1.2.2.3 施設設計及び施設運用の防火対策</p> <p>○ 今後設置する特定原子力施設の設計にあたっては、発火源となりうる機器及び電気設備等からの発火により影響を受ける可能性のある場所に設置される重要な設備の材料は、基本的に不燃性又は難燃性のものを使用する。又やむを得ない場合については、発火源からの影響を緩和する対応や火災の早期発見、消火器の設置を行う。一方震災後、危険時の措置として設置されてい</p>	<p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>和暦より西暦へ変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>



福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第3編 1.2 火災への対応）

変更前	変更後	変更理由
<p>る設備については、一部不燃性又は難燃性のものでない材料を使用しているが、発火源からの影響を緩和する対応や火災の早期発見、消火器等の設置を行うことで火災による設備損傷を防止している。</p> <p>○ 火災を含めた設備異常の監視に努めるとともに、消火設備を設置して初期消火を行うこととする。</p> <p>○ 今後、次の諸課題について随時検討を行い、優先順位を考慮し計画的に対策を講じていく。</p> <p>① 火災検知設備・消火設備の復旧または代替措置 1～4号機建屋内の火災検知設備、本設の消火設備は、震災により損傷しているが、今後施設を運用していくエリアについては、火災検知設備、消火設備の復旧または代替措置について検討を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>る設備については、一部不燃性又は難燃性のものでない材料を使用しているが、発火源からの影響を緩和する対応や火災の早期発見、消火器等の設置を行うことで火災による設備損傷を防止する。</p> <p>○ 火災を含めた設備異常の監視に努めるとともに、消火設備を設置して初期消火を行う。</p> <p>○ 今後、次の諸課題について随時検討を行い、優先順位を考慮し計画的に対策を講じていく。</p> <p>① 火災検知設備・消火設備の復旧または代替措置 1～4号機建屋内の火災検知設備、本設の消火設備は、震災により損傷しているが、今後施設を運用していくエリアについては、火災検知設備、消火設備の復旧または代替措置を講じる。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>1.2.2.4 危険物貯蔵施設における防火対策</p> <p>○ 津波により破損したNo. 3重油タンクの抜取り作業を平成26年10月に実施した。他の危険物屋外貯蔵タンクについても平成27・28年度を目途に抜取り作業を実施する。危険物の回収作業が完了するまでの期間は、定期的にタンクの巡視点検等を行い、漏えいのないことを確認する。回収した危険物については、最終的な処分方法が決まるまで、発電所構内の危険物屋外貯蔵所に保管する。</p> <p>○ 津波並びに1, 3, 4号機爆発によって破損した車両については、1～4号機建屋周辺に残っている1台の車両を除き、可燃物を排除してある区画に移動後、高線量でない車両の油抜き・バッテリー取外しを平成27年3月に実施完了し、油については発電所構内の危険物屋外貯蔵所、バッテリーについては発電所構内の破損車両保管場所等に最終的な処分方法が決まるまで保管している。1～4号機建屋周辺に残っている1台の車両についても今後破損車両保管場所に移動後、線量を確認の上、油抜き・バッテリー取外しを実施する予定。</p> <p>(中略)</p>	<p>1.2.2.4 危険物貯蔵施設における防火対策</p> <p>○ 重油タンク等の破損した危険物屋外貯蔵タンクから回収した危険物については、最終的な処分方法が決まるまで、発電所構内の危険物屋外貯蔵所に保管する。</p> <p>○ 津波並びに1, 3, 4号機爆発によって破損した車両1台に危険物が残っており、今後油抜き取り・バッテリー取外しを実施する。抜き取った油は発電所構内の危険物屋外貯蔵所に保管し、取外したバッテリーは発電所構内に最終的な処分方法が決まるまで瓦礫類として適切に保管する。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>1.2.3 火災発生時の対策</p> <p>1.2.3.1 通報</p> <p>(中略)</p> <p>○ 通報ルール・連絡先については、掲示板への掲載等の方法で、当社社員及び協力企業職員へ周知を行っている。</p> <p>(中略)</p>	<p>1.2.3 火災発生時の対策</p> <p>1.2.3.1 通報</p> <p>(中略)</p> <p>○ 通報ルール・連絡先については、掲示板への掲載等の方法で、当社社員及び協力企業職員へ周知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>1.2.3.3 火災に対する監視の強化（早期発見）</p> <p>○ 発電所構内においては警備員、初期消火要員、工事監理員が毎日パトロールを実施し、火災等異常の早期発見に努めている。</p> <p>(中略)</p>	<p>1.2.3.3 火災に対する監視の強化（早期発見）</p> <p>○ 発電所構内においては警備員、初期消火要員、工事監理員が毎日パトロールを実施し、火災等異常の早期発見に努める。</p> <p>(中略)</p>	<p>現状に合わせて記載の適正化</p>
<p>1.2.3.4 構内の消火設備</p> <p>○ 初期消火に使用する消火器は、立入が制限されている1～4号機建屋内については設備設置エリア毎に設置し、それ以外の建屋については消防法に従って設置している。更に、危険物貯蔵施設周りについては大型消火器を増設している。</p> <p>○ 立入が制限されている1～4号機周りは、1号側の防火水槽と共用プール建屋の消火栓からの採水が可能である。5・6号機周りは消火栓及び採水口、防火水槽からの採水が可能である。</p> <p>○ 発電所敷地周辺からの延焼防止散水のため発電所敷地周辺（西側企業棟付近）にある浄水場の浄水槽から、消防用水を採水する。また、伐採木一時保管エリアには、防火水槽又は散水車を配</p>	<p>1.2.3.4 構内の消火設備</p> <p>○ 発電所の消火設備として消火栓、防火水槽、採水口、消火配管、消火器等を設置する。</p> <p>○ 津波により破損している1～4号機周りの消火栓については2020年度を目途に設置する。</p> <p>○ 設置する消火配管については、地盤変位対策を考慮したものとし、適切な状態に維持する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>消火配管の地盤変位対策の追加</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p><u>備して消防用水を確保している。</u></p> <p>○ <u>新たな水源として、平成25年3月に発電所構内全域に防火水槽（40m<sup>3</sup>）を30基設置した。</u></p> <p>○ <u>平成25年度に専用の取水設備とポンプ設備を設置し、平成25年度～28年度にかけて、消火配管と屋外消火栓を設置していく予定である。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p><u>1.2.3.5 建物の自動火災報知設備、避難設備</u></p> <p>○ <u>火災発生時の避難対策として、人が立ち入る建物には自動火災報知設備、避難設備を設置し、適切な状態に維持する。</u></p> <p>○ <u>1～4号機建屋内の本設の自動火災報知設備、避難設備は、震災により損傷しているが、今後施設を運用していくエリアについては、自動火災報知設備、避難設備の復旧または代替措置を講じる。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>自動火災報知設備、避難設備を追記</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（別冊集）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>目次</p> <p>(中略)</p> <p><u>別冊10 福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</u></p> <p>(以下, 省略)</p> <p><u>別冊10 福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</u></p>	<p>目次</p> <p>(中略)</p> <p>(削除)</p> <p>(以下, 省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定並びに原子力災害対策指針に基づき作成し、公開されているものであるため削除。</p>